

宇多津町モバイル Wi-Fi ルーター等貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の家庭学習を進めるにあたり、宇多津町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍し、家庭学習をするためのインターネット接続環境のない者に対し、学習に必要な通信機器等の貸出に関し、必要な事項を定め、もって児童等の家庭学習の支援を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 貸出の対象者は、学校に在籍し家庭学習をするためのインターネット接続環境が整備されていない児童等とする。

(貸出機器)

第3条 この要綱により、宇多津町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が貸し出す学習に必要な通信機器等（以下「ルーター等」という。）は次のとおりとする。

機器等	数量
モバイル Wi-Fi ルーター	1
取扱説明書	1
バッテリー	1
バックカバー	1
AC アダプター	1
USB ケーブル	1
SIM カード	1

(貸出台数)

第4条 ルーター等の貸出は、児童等1名に対し、1台とする。ただし、教育委員会において、同一世帯の複数の児童等での利用が適当であると認めるときは、同一世帯に属する児童等複数名で1台貸し出すものとする。

(貸出申込)

第5条 ルーター等の貸出の申請をすることができる者は、第2条に規定する児童等の保護者とする。

2 ルーター等の貸出を受けようとする者は、宇多津町モバイル Wi-Fi ルーター等貸出申請書兼同意書（第1号様式）により教育委員会に

申請しなければならない。

(貸出の許可)

第6条 教育委員会は前条第2項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、貸出を許可するものとする。

2 貸出の許可及び不許可については、宇多津町モバイルWi-Fiルーター等貸出決定(許可・不許可)通知書(第2号様式)により、申請者へ通知するものとする。

(貸出許可の取り消し)

第7条 教育委員会は、ルーター等を借り受けた者(使用者である児童等を含む。以下「借受人」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出の決定を取り消し、ルーター等を返却させることができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 虚偽その他不正な手段により貸出の許可を受けたとき

(貸出期間)

第8条 ルーター等の貸出期間は、学校が長期の休業若しくは学校閉鎖を行う期間、又は学校長が必要と認める期間とする。

2 貸出期間中にルーター等を返却する場合は、返却日をもって貸出期間を終了する。

(ルーター等の貸出方法)

第9条 ルーター等の貸出は学校経由で行うものとする。

(費用)

第10条 ルーター等は無償で貸し出すものとする。ただし、通信料については借受人負担とし、次の表に定める料金を納付書により、期限までに町へ納付しなければならない。なお、ルーター等の貸出及び返却が月の途中であっても、1月分の通信料を納付することとする。

通信料/月	
20GB 以内	2,200 円 (消費税別)
通信容量が 20GB を超えた場合は、追加する通信容量と併せて通信料を教育委員会と協議の上決定する。	

(費用の免除)

第 11 条 教育委員会は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、通信料を免除することができる。

- (1) 生活保護世帯であるとき
- (2) 市町村民税非課税世帯であるとき

2 前項の規定により通信料の免除を希望する借受人は、宇多津町モバイル Wi-Fi ルーター等通信料免除申請書（第 3 号様式）を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。

(ルーター等の使用)

第 12 条 借受人は、ルーター等の利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ルーター等は、付属品である取扱説明書により適切に使用し、常に良好な状態で管理しなければならない。
- (2) ルーター等は児童等の学習目的以外に使用してはいけない。
- (3) ルーター等を処分し、転貸し、又は譲渡してはならない。
- (4) ルーター等に不具合等が生じた場合や、紛失、破損等させた場合には、学校にその旨を届けなければならない。

(返却)

第 13 条 借受人は、次に掲げる事項を確認し返却しなければならない。

- (1) 第 3 条に定める機器等の有無
- (2) 故障、破損の有無

2 学校は、ルーター等の返却を受けたときは、破損、汚損、紛失等の有無及び通信状況について確認した後、教育委員会に移送するものとする。

(損害賠償等)

第 14 条 借受人の重大な過失や故意により、ルーター等に損害を与えた場合には、借受人は再取得等に係る必要な経費を賠償するものとする。

(貸出停止)

第 15 条 借受人がこの要綱に違反した場合は、教育委員会は以後の貸出を認めないことができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

宇多津町モバイル Wi-Fi ルーター等貸出申請書 兼 同意書

宇多津町教育委員会	
殿	
申請日 年 月 日	
以下のとおり、モバイル Wi-Fi ルーター貸出を申請します。なお、この申請にあたっては、次の点について同意します。	
①紛失や破損しないよう、細心の注意を払い使用すること。	
②学習以外の目的で使用しないこと。	
③自己の重大な過失や故意により貸出機器に損害を与えた場合、それを弁償すること。	
④貸出機器に破損等が生じた場合、早急に学校に連絡すること。	
申請者	現住所 宇多津町
	保護者名 (電話番号 :)
	学校名 宇多津小学校 宇多津北小学校 宇多津中学校
児童生徒	学年・組 年 組 番
	氏名
その他借受品	

学校使用欄

貸出をした学校名	貸出機器の管理番号	返却時 <input checked="" type="checkbox"/>	返却確認者
		<input type="checkbox"/>	
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

年 月 日

様

宇多津町教育委員会

印

宇多津町家庭学習用モバイル Wi-Fi ルーター等
貸出決定（許可・不許可）通知書

年 月 日付で申請のあった宇多津町家庭学習用モバイル Wi-Fi ルーター等貸出については、下記のとおり決定しましたので、宇多津町モバイル Wi-Fi ルーター貸出要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1. 貸出の可否	許可 ・ 不許可
2. 児童生徒名	
3. 貸出台数及び管理番号	
4. 貸出期間	
5. 却下の理由	
6. 貸出方法	学校経由にて貸出

宇多津町モバイル Wi-Fi ルーター等通信料免除申請書

宇多津町教育委員会	
殿	
申請日 _____ 年 ____ 月 ____ 日	
<p>以下のとおり、モバイル Wi-Fi ルーター等通信料の免除を受けたいので、宇多津町モバイル Wi-Fi ルーター等貸出要綱第 11 条の規定により、申請します。</p>	
<p>免除申請理由（該当する項目にチェック）</p> <p><input type="checkbox"/> 生活保護世帯である</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯である</p>	
申込者	現住所 宇多津町
	保護者名 (電話番号: _____)
	学校名 宇多津小学校 宇多津北小学校 宇多津中学校
児童生徒	学年・組 _____ 年 ____ 組 ____ 番
	氏名 _____

教育委員会使用欄

貸出をした学校名	貸出機器の管理番号	免除の可否
		可 ・ 否
貸出期間	_____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ _____ 年 ____ 月 ____ 日	

本書の写しを控えとして申請者へ交付する。

